

青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)による準県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	青森県
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	31-1 : 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)による準県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	27	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	53	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一第三項 青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)による準県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第1条	青森県県営住宅条例第一条及び第二条

	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	(趣旨)第一条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法令及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るもの並びに青森県特定公共賃貸住宅条例(平成九年三月青森県条例第六号)第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低額所得者に賃貸することとした住宅及びその附帯施設(以下「準県営住宅」という。)をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県県営住宅条例青森県県営住宅規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項1号	青森県県営住宅条例第九条
②事務の内容	公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務	県営住宅の家賃の決定に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項1号	青森県県営住宅規則第七条公営住宅法施行令第一条第三号二
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項1号	青森県県営住宅規則第七条公営住宅法施行令第一条第三号二
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項1号ハ	青森県県営住宅規則第二条第一項第三号イ、第七条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項1号ト	青森県県営住宅規則第七条第一項第一号口公営住宅法施行令第一条第三号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号	青森県県営住宅条例第五条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号ロ1	青森県県営住宅規則第一条の三第一項一号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号ハ	青森県県営住宅規則第一条の三第一項二号
-------	----------------------	---------------------

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号△	青森県県営住宅規則第二条第一項第三号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号ト	青森県県営住宅規則第二条第一項第一号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号リ	青森県県営住宅規則第一条の三第三項第五号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号	青森県県営住宅規則第十三条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	同居承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号口1	青森県県営住宅規則第一条の三第一項第一号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号ハ	青森県県営住宅規則第一条の三第一項第二号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号ハ	青森県県営住宅規則第十三条第一項第三号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号ト	青森県県営住宅規則第十三条第一項第一号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号	青森県県営住宅規則第十四条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	入居継続承認の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号口1	青森県県営住宅規則第一条の三第一項第一号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号ハ	青森県県営住宅規則第一条の三第一項第二号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号ハ	青森県県営住宅規則第十四条第一項第三号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号ト	青森県県営住宅規則第十四条第一項第一号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	準県営住宅の入居の申し込みをした者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2018年03月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	19
保護評価書の名称	県営住宅等管理関連事務に係る特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&j_no=&kk_name=%E9%9D%92%E6%A3%AE%E7%9C%8C%E7%9F%A5%E4%BA%8B&ev_name=%E7%9C%8C%E5%96%B6%E4%BD%8F%E5%AE%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.